

記者発表資料

令和2年4月29日

スポーツ健康課 学校保健給食班

担当：田畑，大宮司

電話：022-211-3666

supokeng@pref.miyagi.lg.jp

新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休業の延長について

県立学校については，新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部長（宮城県知事）からの学校施設の使用停止（休業）の要請等に基づき，5月6日（水）まで臨時休業としているところです。

今後の学校再開等については，国の緊急事態宣言の動向等に加え，県内や首都圏等における感染状況等を踏まえ判断する必要がありますが，学校や保護者等に対し直前の決定・通知とならないよう，現在実施している臨時休業の期間を，当面5月10日（日）まで延長しますので，お知らせします。

なお，5月11日（月）以降については，国の緊急事態宣言の方針等を踏まえ，学校の対応について速やかに決定し，お知らせします。

記

1 県立学校について

臨時休業を5月10日（日）まで延長する。

2 市町村立学校について

県立学校と同様，市町村立の小学校，中学校等についても，原則として5月10日（日）までの間，臨時休業を延長するよう市町村教育委員会に対し依頼する。

3 その他

児童・生徒や保護者の皆様には，各学校のホームページに掲載される臨時休業等の情報も御参照いただくようお願いします。

なお，市町村における臨時休業等については，後日とりまとめの上，教育委員会ホームページに掲載する予定です。

[URL:https://www.pref.miyagi.jp/site/kyouiku/jouhoutop.html](https://www.pref.miyagi.jp/site/kyouiku/jouhoutop.html)